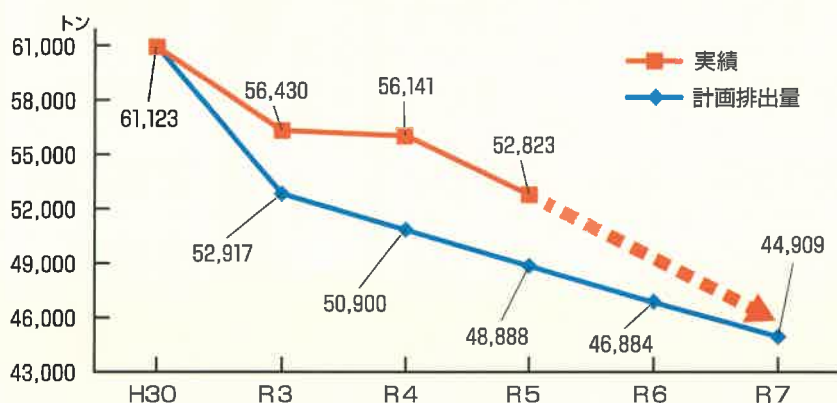


広域圏だより

燃やせるごみの減量が必要です!!

燃やせるごみ排出量の推移



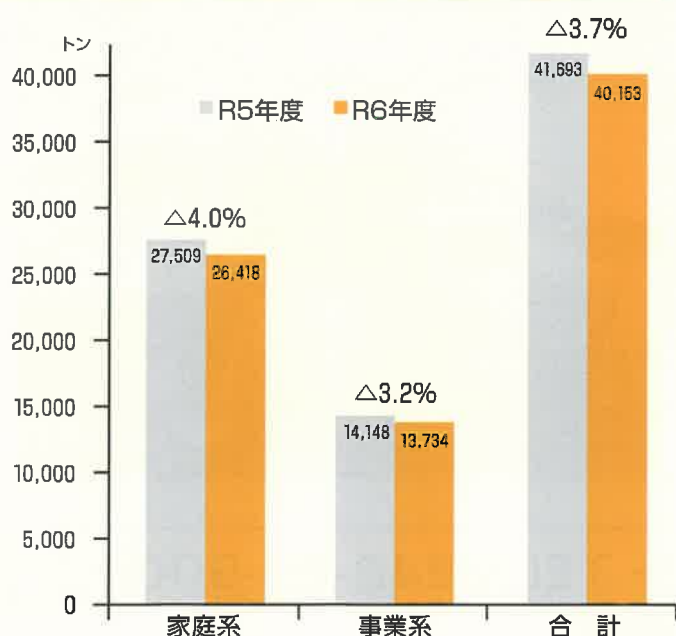
令和2年3月に策定した『ごみ減量実施計画』では、令和7年度中に「燃やせるごみ」の排出量を44,909トンまで減量することを重点目標としています。

令和5年度までに排出量は徐々に減少していますが、目標まではあと**約15%の減量**(1人当たり約120グラム/1日)が必要な状況です。

新しいごみ焼却施設は現在の施設より規模が小さくなるため、令和8年3月の稼働予定時期までに燃やせるごみの減量目標を達成する必要があります。

令和6年度途中の状況は?

燃やせるごみ 前年度同時期(4～12月分)比較



減量目標達成のためには、**令和5年度からさらに約15%の減量が必要**ですが、令和6年度途中(4～12月まで)の搬入量は令和5年度の同時期と比較して**約3.7%の減少**にとどまっています。

令和7年度末までに減量目標を達成できるよう、住民や事業者の方々のご協力をお願いいたします。

減量のポイント

- **リサイクルできるものの分別徹底**
・特に古紙や段ボール、プラスチック など
- **生ごみの減量**
・「キエーロ」「コンポスト」などによる消滅化
・3きりの徹底(使いきり・食べきり・水きり)

家庭系 ごみステーションの収集ごみや個人で環境センターに直接持ち込むごみが主なものです。

事業系 事業所が排出する生ごみや書類、刈草などが主なもので、産業廃棄物以外のごみです。

～事業者の皆様へ～

令和7年4月1日より



事業所から排出されるごみ に係る『処理料金』が変わります。

変更理由

ごみ処理料金と実際にかかる費用との間に大きな差が生じており、ごみの減量化と資源化を推進し、受益者負担の適正化を図るため、現行料金の見直をしました。事業所の皆様のご理解とご協力をお願いします。

変更内容

区分（ごみ）		旧料金	新料金
一般廃棄物	燃やせるもの	80円	120円
	燃やせないもの	170円	260円
産業廃棄物	燃やせないもの	270円	350円

令和7年4月1日より
新料金へ変更

※10kgごとの料金（10kgに満たない場合は10kgとみなす）

新ごみ焼却施設建設工事の進捗状況について

令和4年10月から建物本体の建設工事に着手し、令和6年度はごみの焼却処理や発電を行うプラント機器の設置等を進めてきました。引き続き、令和8年3月完成に向けて工事を進めてまいります。なお、既存ごみ焼却施設は、新施設完成後の令和9、10年度の2か年での解体を予定しています。

地域の皆様におかれましては、今後とも本工事へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



お問い合わせ先 環境センター TEL:0242-27-9004

編集・発行

会津若松地方広域市町村圏整備組合

〒965-0037 福島県会津若松市中央三丁目10-12 TEL:0242-24-6311 FAX:0242-24-6313

ホームページ <https://www.aizu-kouiki.jp/>